

かと通
2018
SUMMER
平成30年夏季号

都議会公明党 東京都議会議員
加藤まさゆき 通信



今号では第3回定例会(6/12~6/27)で焦点となった受動喫煙防止条例や児童虐待防止対策などについて、都議会公明党の質疑を中心にご紹介します。

安全安心のまち東京に
室内に焦点を当てて

東京都
受動喫煙防止条例を可決



厚生委員会で質疑をする加藤まさゆき都議

都議会公明党の対応

- 屋内での受動喫煙を防ぐために、職場における働く人を守り、みずからの意思で受動喫煙を防ぐことが難しい子どもたちを守るなど、「人」の健康に焦点を当てた受動喫煙防止条例の制定は、必要と判断しました。
- また、東京2020オリンピック・パラリンピック大会や観光などで国

内外から東京を訪れる人たちに、受動喫煙の影響を感じさせない「たばこの煙のない都市」とするために、条例の制定に賛成しました。

●条例の制定による影響が懸念される分野に対しては、きめ細かな対策を具体的に提案し、今後の都の施策に反映させていきます。

(下部参照)

2020年4月1日施行

東京都受動喫煙防止条例(国の規制に上乗せ)

施設の類型	都条例	健康増進法改正
小学校、中学校、高等学校 保育所、幼稚園	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置不可)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)
大学、医療機関、児童福祉施設 行政機関、バス、タクシー、航空機	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可)	
上記以外の多数の者が利用する施設 例)老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)
飲食店	従業員を使用していない場合は、禁煙・喫煙を選択することができる	客室面積100m ² 以下で、個人又は中小企業(資本金5千万円以下)は規制対象外

※喫煙を主目的とする施設については、別の類型を設ける。※旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、喫煙禁止場所としない。

条例可決の背景

- ・受動喫煙による年間推定死者数は約1万5千人、肺がんリスクも約1.5倍
- ・子供に至っては乳幼児突然死症候群や喘息等の関連が科学的に指摘されている
- ・喫煙者が吐き出した「呼出煙」、たばこから立ち上がる「副流煙」とともに健康に悪影響
- ・受動喫煙は狭い閉鎖空間(屋内)ほど影響を受けやすい
- ・WHOとIOCは、たばこのないオリンピックを推進することで合意
- ・オリンピック開催国は、罰則を伴う法規制を実施
- ・世界188か国の中で、49か国が法律で公共の場所すべてを屋内全面禁煙義務



条例制定の影響を鑑みきめ細やかな対策を提案!
これに対する知事の答弁を紹介します。

①飲食店への周知や啓発など区市町村を全面支援すべき

A 区市町村が行う条例の趣旨や目的の周知、専門相談窓口の設置等に要する費用を全額補助。また、禁煙外来の医療費などの助成を行う区市町村も支援する。

②分煙整備の補助を拡充すべき

A 規制の対象となる中小飲食店への喫煙専用室などの整備に対し、補助率を5分の4から10分の9に引き上げる。

③事業者の不安を解消しワンストップの窓口を設置すべき

A 専門相談窓口を設置し、問い合わせや各種の相談に丁寧に対応。また、喫煙専用室の設置などに関する相談があった場合には、具体的な助言ができるよう、専門のアドバイザーを派遣する。



④屋外公衆喫煙所設置を全面支援すべき

A 屋外の公衆喫煙所の設置等に要する経費を全額補助するなど、地域の実情に応じた区市町村の取り組みを積極的に支援する。

⑤加熱式タバコの規制除外理由は

A 当初案では、飲食店等での加熱式たばこ専用喫煙室の設置を認めていなかったが、加熱式たばこについて「受動喫煙による健康影響が明らかでない」などの意見をいただき、国との意見交換も踏まえ国と同様の取り扱いとした。

児童虐待 防止対策

全庁挙げて児童虐待防止の取組を

本年3月、目黒区において香川県から転居してきた5歳の女児が児童虐待によって死亡する事案が発生し、マスコミでも大きく報道されました。

こうした悲劇を繰り返さないためにも、都が全庁横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、総力を

挙げて再発防止に取り組むよう求めました。

都は、副知事をトップとする子供・子育て施策推進本部の下に、虐待防止のためのプロジェクトチームを立ち上げ、全庁一丸となって、スピード感をもって取り組んでいくことを表明しました。

国に児童虐待防止の対策強化 求める意見書提出

厚生委員会では、「児童虐待防止対策の強化及び充実に関する意見書」を全会一致で取りまとめました。

再発防止に向け、児童相談所の職員体制強化のための必要な財源

措置を講ずるとともに、職員の専門性向上と弁護士、医師等の配置基準を定めるなど、人材確保のための措置を講ずることなどを求めました。



児童虐待防止条例を制定へ

児童虐待の予防から防止まで、警視庁との連携をはじめ、都庁各局の責務を明らかにし、都内自治体も含めて都民全体で取り組むべき内容を明らかにするためには、条例の制定が必要として知事の見解を求めました。

これに対し知事は、児童福祉司、児童心理司の増員など児童相談所の体制強化、一時保護所職員の増員などにより24時間365

日、子どもを見守る体制の強化、警察との連携や法的対応力の強化、地域でのネットワークのさらなる強化を早急に検討するよう、関係局に指示したことを表明しました。

また、行政の責務、都民の責務、保護者の責務、情報の共有などの内容を盛り込んだ、都独自の条例を新たに策定していくと述べました。



小池都知事に申し入れをする加藤まさゆき都議ら

防災減災 対策

ブロック塀の安全確認急げ

大阪北部地震に伴うブロック塀倒壊で通学中の女児が死亡した事故を踏まえ、都としても緊急に都内公立小中学校の通学路における、ブロック塀などの安全の総点検をすべきと求めました。

これに対し都は、区市町村教育委員会とも連携しながら、災害時におけるブロック塀等の危険性の把握という視点から、通学路の状況を改めて早急に点検すると答弁しました。



知事に耐震化補助拡充など求める

6/26、都議会公明党はブロック塀倒壊対策で知事に申し入れを行いました。

都が早急かつ厳格にブロック塀の調査を進め、公私立の小中学校や幼稚園、保育園をはじめ、通学路にある個人の住宅や工場など民間施設のブロック

塀に対しても、改修に向けた耐震化補助の拡充を求めました。

知事は「皆さまの声を受け止め、都民に安心してもらえるよう(対策を)進めていく」と応じました。

障がい者支援

障がい者差別解消条例制定

東京都障がい者差別解消条例によって、都民や合理的配慮の提供が義務化される民間事業者に対し、合理的配慮の概念と内容等を周知すべきと訴えました。

都は、平成28年の障がい者差別解消法の施行に合わせ、ハンドブックを作成し、普及啓発を実施。本条例成立後には、このハンドブックを



改定し、都民や事業者に、説明会やシンポジウムなどを通じて一層の周知を図っていくと述べました。

工業用水廃止問題

上水道への切り替え負担増対策を

有識者委員会の廃止提言では、工業用水から上水道への切り替えに伴い、料金差額の支援期間を10年程度としています。これに対し都議会公明党は、ユーザーの意見を聞きながら、支援期間を早急に示すとともに、十分な支援策を講じるよう求めました。

都は、料金差額の支援期間の検

討に当たっては、ユーザーの声にしっかり耳を傾けながら、上水道への切り替えに伴う急激な負担増を招かぬよう、多角的かつスピード感を持って進めていくことが重要で、関係各局と連携し、料金差額の支援期間を含め、きめ細かな支援策を検討していくと述べました。